

新型コロナウイルス感染症に関する 中小企業のための特別相談窓口(兵庫県内)



新型コロナウイルス感染症の影響が中小企業に広く及ぶなか、兵庫県では、県、市町、商工団体など様々な機関が、事業者の課題に応じた相談に対応しています。積極的にご活用下さい！

令和2年3月27日時点の情報です(※の窓口は土日祝日も対応しています)
相談受付曜日・時間は変更になることがあります

経営全般に関すること(事業・人材・労務・財務・資金繰り等)

●ひょうご・神戸経営相談センター(ひょうご産業活性化センター、神戸市産業振興財団、神戸商工会議所による共同設置)

経営相談窓口(公財)ひょうご産業活性化センター	平日	9:00~17:00	078-977-9079
※ 兵庫県よろず支援拠点	平日	9:00~17:00	078-977-9085
	土日祝日	9:00~17:00	080-1400-9153
神戸商工会議所中央支部	平日	9:00~17:15	078-367-3838

●関係団体の窓口 裏面をご覧ください

貸付・融資に関すること

●兵庫県の制度融資に関すること

兵庫県産業労働部地域金融室	平日	9:00~17:30	078-362-3321
---------------	----	------------	--------------

●信用保証制度や資金繰りに関すること

※ 兵庫県信用保証協会	毎日	9:00~17:00	078-393-3900
-------------	----	------------	--------------

●政府系金融機関による融資や資金繰りに関すること

日本政策金融公庫 神戸支店 中小企業事業	平日	9:00~18:00	078-362-5961
神戸支店 国民生活事業	平日	9:00~18:00	078-341-4981
神戸東支店 国民生活事業	平日	9:00~18:00	078-854-2900
明石支店 国民生活事業	平日	9:00~18:00	078-912-4114
姫路支店 国民生活事業	平日	9:00~17:00	079-225-0571
尼崎支店 国民生活事業	平日	9:00~17:00	06-6481-3601
豊岡支店 国民生活事業	平日	9:00~17:00	0796-22-4327

※休日電話相談(土日祝 9:00~17:00) 0120-112476(国民生活事業)、0120-327790(中小企業事業)

商工中金 神戸支店	平日	9:00~19:00	078-391-7541
姫路支店	平日	9:00~19:00	079-223-8431
尼崎支店	平日	9:00~19:00	06-6481-7501

※電話相談(毎日 9:00~17:00) 0120-542-711

●セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度の利用にかかる認定に関すること(市町窓口)
裏面をご覧ください

<関係団体の窓口>

●商工会議所

会議所名	電話番号	受付時間	会議所名	電話番号	受付時間
神戸商工会議所 中央支部	078-367-3838	平日 9:00~17:15	西脇商工会議所	0795-22-3901	平日 9:00~17:00
東神戸支部	078-843-2121	平日 9:00~17:15	三木商工会議所	0794-82-3190	平日 9:00~17:30
西神戸支部	078-641-3185	平日 9:00~17:15	小野商工会議所	0794-63-1161	平日 9:00~17:00
尼崎商工会議所	06-6411-2254	平日 8:45~17:30	加西商工会議所	0790-42-0416	平日 8:30~17:30
西宮商工会議所	0798-33-1131	平日 8:45~17:30	姫路商工会議所	079-222-6001	平日 9:00~17:00
伊丹商工会議所	072-775-1221	平日 9:00~17:30	相生商工会議所	0791-22-1234	平日 8:30~17:15
宝塚商工会議所	0797-83-2211	平日 9:00~17:30	龍野商工会議所	0791-63-4141	平日 9:00~17:00
明石商工会議所	078-911-1331	平日 9:00~17:15	赤穂商工会議所	0791-43-2727	平日 8:30~17:30
加古川商工会議所	079-424-3355	平日 8:30~17:30	豊岡商工会議所	0796-22-4456	平日 8:30~17:30
高砂商工会議所	079-443-0500	平日 9:00~17:00	洲本商工会議所	0799-22-2571	平日 9:00~17:30

●商工会

商工会名	電話番号	受付時間	商工会名	電話番号	受付時間
芦屋市商工会	0797-23-2071	平日 9:00~17:00	太子町商工会	079-277-2566	平日 9:00~17:00
川西市商工会	072-759-8222		上郡町商工会	0791-52-3710	
三田市商工会	079-563-4455		佐用町商工会	0790-82-2218	
猪名川町商工会	072-766-3012		宍粟市商工会	0790-62-2365	
吉川町商工会	0794-72-1406		豊岡市商工会	0796-42-4751	
加東市商工会	0795-42-0253		香美町商工会	0796-36-0123	
多可町商工会	0795-32-2161		新温泉町商工会	0796-82-1152	
稲美町商工会	079-492-0200		養父市商工会	079-662-7127	
播磨町商工会	079-435-1630		朝来市商工会	079-672-2362	
姫路市商工会	079-336-1368		丹波市商工会	0795-82-3476	
神河町商工会	0790-32-0295		丹波篠山市商工会	079-554-1678	
市川町商工会	0790-26-0099		淡路市商工会	0799-62-3066	
福崎町商工会	0790-22-0558		五色町商工会	0799-33-0450	
たつの市商工会	0791-72-7550		南あわじ市商工会	0799-42-4721	

●兵庫県中小企業団体中央会 平日 9:00~17:30 078-331-2045

<セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度の利用にかかる認定窓口>

市町	担当課名	電話番号	市町	担当課名	電話番号
神戸市	経済政策課 (神戸市産業振興センター)	078-360-3206	姫路市	産業振興課	079-221-2505
	尼崎市		(公財) 尼崎地域産業活性化機構	06-6488-9565	神河町
西宮市		商工課	0798-35-3326	市川町	地域振興課
芦屋市	地域経済振興課	0797-38-2033	福崎町	地域振興課	0790-22-0560
伊丹市	商工労働課	072-784-8047	相生市	地域振興課	0791-23-7133
宝塚市	商工勤労課	0797-77-2011	たつの市	商工振興課	0791-64-3158
川西市	産業振興課	072-740-1162	赤穂市	産業観光課 (4/1より商工課)	0791-43-6838
三田市	産業政策課	079-559-5085		宍粟市	
猪名川町	産業観光課 (4/1より商工労働課)	072-766-8709 (072-767-6253)	太子町	産業経済課	079-277-5993
	明石市	産業政策課	078-918-5098	上郡町	産業振興課
加古川市	産業振興課	079-427-9756	佐用町	商工観光課	0790-82-0670
高砂市	産業振興課	079-443-9030	豊岡市	環境経済課	0796-23-4480
稲美町	産業課	079-492-9141	養父市	商工観光課	079-664-0289
播磨町	播磨町住民グループ	079-435-2364	朝来市	経済振興課	079-672-2816
西脇市	商工観光課	0795-22-3111	香美町	観光商工課	0796-36-3355
三木市	商工振興課	0794-82-2000	新温泉町	商工観光課	0796-82-5625
小野市	産業創造課	0794-70-7137	丹波篠山市	商工観光課	079-552-6907
加西市	産業振興課	0790-42-8740	丹波市	新産業創造課	0795-74-1464
加東市	商工観光課	0795-43-0531	洲本市	商工観光課	0799-24-7613
多可町	商工観光課	0795-32-4779	南あわじ市	商工観光課	0799-43-5221
			淡路市	商工観光課	0799-64-2542

<令和2年3月27日現在>



神戸市協調



兵庫県マスコット

はばタン

中小企業融資制度

—新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している皆様へ—
(①③④は5%以上、②は15%以上の売上減少が必要です)

売上減少時の運転資金!

①新型コロナウイルス対策貸付

(経営円滑化貸付)

利率: 年 **0.70%**(固定)

期間: **10年**(据置**2年**)以内

限度額: **2.8億円**

別枠保証を利用!

②新型コロナウイルス危機対応貸付

(経営円滑化貸付)

融資条件: ①と同じ

その他: 危機関連保証と連動

(一般保証やセーフティネット
保証の別枠が利用可能)

迅速な審査!

③経営活性化資金(新型コロナウイルス対策)

利率: 金融機関所定利率

期間: **10年**(据置**1年**)以内

限度額: **5,000万円**

その他: 取扱金融機関と1年以上の

与信取引等が必要

(**1週間から10日程度での
融資実行が可能**)

既往債務の負担軽減!

④借換等貸付(新型コロナウイルス対策)

利率・限度額: ①と同じ

期間: **10年**(据置**1年**)以内

その他: 県融資制度やH29.3.31までの
神戸市融資制度の借換により
返済負担の軽減が可能

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



<問い合わせ先>



取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域金融室へ

電話 078-362-3321(地域金融室)

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

新型コロナウイルス感染症特例措置		緊急対応期間
特例以外の場合の雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)	(4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主 (全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主 (全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) <u>(解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))</u>
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左 + 上記対象期間
		経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主 (全業種)
		生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
		被保険者が対象
		4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
		やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
		クーリング期間の撤廃
		被保険者期間要件の撤廃
		3年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を上げる措置を別途講じる